

04答申第3号
令和5年1月17日

大府市長 岡村秀人様

大府市国民健康保険運営協
会長 栗山美穂



国民健康保険税の軽減制度の見直しについて（答申）

令和5年1月17日付け04諮問第3号にて諮問のありましたこのことについて、当協議会として慎重審議の結果、下記のとおり答申します。

記

「国民健康保険税の軽減制度の見直しについて」は、原案のとおりとする。

- 1 国民健康保険税の軽減制度の見直しについて
大府市国民健康保険税条例の一部改正

改正内容

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおり変更する。

（現行）

5割軽減基準額 基礎控除額（43万円）＋28.5万円×被保険者数
＋10万円×（給与所得者等の数－1）

2割軽減基準額 基礎控除額（43万円）＋52万円×被保険者数
＋10万円×（給与所得者等の数－1）

（改正後）

5割軽減基準額 基礎控除額（43万円）＋29万円×被保険者数
＋10万円×（給与所得者等の数－1）

2割軽減基準額 基礎控除額（43万円）＋53.5万円×被保険者数
＋10万円×（給与所得者等の数－1）

令和5年4月1日施行（令和5年度課税分から適用）

大府市国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法等の関係法令が別に定める日までに改正されることを条件とする。